

草津市地下水取水の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市の良好な環境保全条例(昭和53年草津市条例第26号)第50条の規定に基づき、地下水取水の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(地下水取水の届出)

第2条 地下水を取水しようとするもの(以下「地下水取水者」という。)は、取水の10日前までに地下水取水届出書(別記様式第1号)に次に定める関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 地下水取水施設の場所がわかる地図

(2) ポンプの特性表

(増設および変更)

第3条 前条の規定は、地下水取水施設を増設し、または変更しようとする場合において準用する。

(地下水取水者の変更)

第4条 地下水取水者を変更する場合は、地下水取水者変更届出書(別記様式第2号)により市長に届け出なければならない。

(廃止)

第5条 既存の地下水取水施設を廃止する場合は、地下水取水施設廃止届出書(別記様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(地下水の水質)

第6条 地下水取水者は、定期的に地下水の水質を把握するよう努めなければならない。

2 市長は、必要と認められるときは、水質に関する適切な助言ならびに情報提供を行うことができる。

(地下水の取水量の測定)

第7条 地下水取水者は、揚水施設(動力を用いて地下水を取水する施設をいう。)で吐出口の口径が50ミリメートル以上のもの(吐出口が2以上あるときは、その合計の断面積が19平方センチメートル以上のもの)を使用して地下水を取水する場合は、水量測定器等で定期的に地下水の取水量を把握しておかななければならない。

(報告の徴収)

第8条 市長は、必要と認めるときは、地下水取水者に対し地下水の水質、地下水の取水量その他必要な事項について報告を求めることができる。

(指導)

第9条 市長は、必要と認めるときは、地下水取水者に対し指導を行うことができる。

付 則

1 この規則は、平成15年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に地下水を取水しているものは、この規則の施行の日から90日間は、第2条の届出をしないで地下水取水を行うことができる。

別記

様式第1号(第2条関係)

地下水取水届出書

年 月 日

草津市長 様

住 所

氏 名

電 話

地下水取水施設の設備について、草津市地下水取水の届出に関する規則第2条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の種類別	新設・増設・既設・変更		
設置場所			
設置の目的			
地下水の用途	飲用・飲用外 ()		
取水量	m ³ /日	年間使用日数	日
井戸の規模	口径 mm	深さ	m
ストレーナーの位置	上限 m	下限	m
ポンプの種類等	形式	吐出口口径	mm
ポンプの能力	m ³ /分		KW
地下水取水開始日	年	月	日

添付書類

1. 地下水取水施設の設置場所示す地図
2. ポンプの特性表

地下水取水者変更届出書

年 月 日

草津市長 様

住 所

氏 名

電 話

地下水取水施設の設備について、草津市地下水取水の届出に関する規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		

地下水取水施設廃止届出書

年 月 日

草津市長

様

住 所

氏 名

電 話

次のとおり地下水取水施設を廃止したいので、草津市地下水の届出に関する規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設 の 場 所	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
取 水 量	m ³ /日 年間使用日数 日
井 戸 の 規 模	口径 mm 深さ m
ストレナーの位置	上限 m 下限 m
ポンプの種類等	形式 吐出口口径 mm
ポンプの能力	m ³ /分 KW